

店頭外国為替取引説明書（添付附属書類を含む。）新旧対照表	
旧（変更前）	新（変更後）
（表紙） FXTF GX 取 引 説 明 書 店頭外国為替証拠金取引（法人口座用） 2025 年 4 月  ゴールデンウェイ	（表紙） FXTF GX 取 引 説 明 書 店頭外国為替証拠金取引（法人口座用） 2025 年 9 月  ゴールデンウェイ
店頭外国為替取引説明書 本体	
（中略） [デリバティブ取引に共通するリスク等重要事項] （中略） 【カバー取引先】（カッコ内は、監督を受けている外国の当局の名称） Finalto(BVI) Limited（フィナルト(ビービーアイ) リミテッド） 金融商品取引業：英国領ヴァージン諸島（BVIFSC：英国領ヴァージン諸島金融サービス委員会） LMAX Broker Limited（エルマックス ブローカー リミテッド） 金融商品取引業：英国（FCA：英金融行為監督機構） Prosperous Securities Limited.（プロスペラス セキュリティーズ リミテッド） 金融商品取引業：ケイマン諸島（CIMA：ケイマン諸島金融庁） STRAITS FINANCIAL SERVICES PTE. LTD.（ストレイツ フィナンシャル サ	（中略） [デリバティブ取引に共通するリスク等重要事項] （中略） 【カバー取引先】（カッコ内は、監督を受けている外国の当局の名称） Finalto(BVI) Limited（フィナルト(ビービーアイ) リミテッド） 金融商品取引業：英国領ヴァージン諸島（BVIFSC：英国領ヴァージン諸島金融サービス委員会） LMAX Broker Limited（エルマックス ブローカー リミテッド） 金融商品取引業：英国（FCA：英金融行為監督機構） （削除） STRAITS FINANCIAL SERVICES PTE. LTD.（ストレイツ フィナンシャル サ

ービシーズ プライベート リミテッド)

金融商品取引業：シンガポール（MAS：シンガポール金融管理局）

（中略）

6. 当社の概要ならびに当社事業の内容及び方法の概要

（中略）

6) 資本金 1 億円 (2025 年 2 月現在)

（中略）

16. カバー取引

当社では、お客様の FXTF GX での取引によって発生するポジションは、即時に全カバーすることで為替変動リスクが発生しないよう管理しています。また、緊急時にはマニュアルによるカバー取引を行える体制としております。なお、当社のカバー取引先は本説明書の「デリバティブ取引に共通するリスク等重要事項」に記載されている通りです。

ービシーズ プライベート リミテッド)

金融商品取引業：シンガポール（MAS：シンガポール金融管理局）

（中略）

6. 当社の概要ならびに当社事業の内容及び方法の概要

（中略）

6) 資本金 1 億円 (削除)

（中略）

16. カバー取引

当社では、お客様の FXTF GX での取引によって発生するポジションは、最も取引条件の良いカバー先にシステムによる自動発注により即時に全カバーすることで為替変動リスクが発生しないよう管理しています。このため、マリー取引は行いません。また、緊急時にはマニュアルによるカバー取引を行える体制としております。なお、当社のカバー取引先は本説明書の「デリバティブ取引に共通するリスク等重要事項」に記載されている通りです。